

あきる野市国民健康保険税の改正について

1 納付金の推移

納付金制度が開始された平成 30 年度からの推移は以下のとおりである。

(千円)

区分	東京都全体			あきる野市		
	納付金	前年度比		納付金	前年度比	
30 年度	453,848,518	-	-	2,563,486	-	-
元年度	439,163,747	▲14,684,771	▲3.2%	2,480,303	▲83,183	▲3.2%
2 年度	429,246,864	▲9,916,883	▲2.3%	2,432,856	▲47,447	▲1.9%
3 年度	417,610,600	▲11,636,264	▲2.7%	2,463,299	30,443	1.3%
4 年度	434,565,261	16,954,661	4.1%	2,615,523	152,224	6.2%
5 年度 (仮係数)	460,271,209	25,705,948	5.9%	2,705,781	90,257	3.5%
5 年度 (確定)	459,147,597	24,582,336 (▲1,123,612)	5.6% (▲0.2%)	2,697,629	82,106 (▲8,152)	3.1% (▲0.3%)

()内は 5 年度仮係数と確定係数との比較

2 国民健康保険税の改正

納付金の確定をもって、令和 5 年度の国保財政を精査し、国民健康保険基金の残高を最大限活用、残る財源不足を一般会計からの繰入れ及び国民健康保険税の税率改正で解消する試算を行った。

区分		3 年度	4 年度	5 年度		6 年度
				仮係数	確定係数	
財源不足額		614,678	762,844 (+148,166)	744,814 (▲18,030)	712,334 (▲50,510)	744,931 (+35,597)
解消策	国民健康保険基金 繰入金 (基金取崩し)	264,678	150,000 (▲114,678)	130,000 (▲20,000)		50,000 (▲80,000)
	一般会計繰入金 (法定外繰入れ・ 赤字繰入れ)	350,000	482,000 (+132,000)	案 482,000 (0)	案 482,000 (0)	見込 482,000 (0)
	国民健康保険税 税率改正 (税率平均改定率)	0 (0.0%)	+ 130,844 (9.3%)	+ 132,814 (+9.7%)	+ 100,334 (+6.6%)	+ 212,931 (+13.6%)

3 あきる野市の算定係数

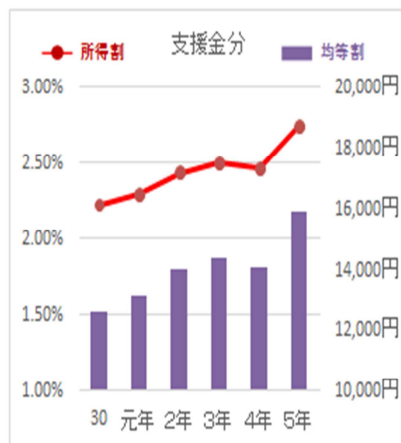
東京都全体で必要な納付金総額について、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより、市町村ごとの納付金が算定される。

区分	4年度	5年度	増減額	増減率	備考
所得シェア	0.0058858065708	0.0056876807377	▲0.0001981258331	▲3.4%	納付金への影響額約▲3,600万円
被保険者数シェア	0.0068840983537	0.0067353495925	▲0.0001487487612	▲2.2%	納付金への影響額約▲2,100万円
医療費水準	0.9268309955980	0.9192693221485	▲0.0045616734495	▲0.8%	納付金への影響額約▲1,490万円

4 あきる野市の標準保険料率

標準保険料率は、配分された納付金に対する保険料率の標準的な水準を表す数値である。各市町村の保険料率の見える化を図る上で、具体的に目指すべき値となる。

年度	基礎分		後期高齢者医療支援金等分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
30年	5.89%	33,485円	2.22%	12,584円	2.02%	15,063円
元年	5.79%	33,452円	2.29%	13,112円	2.02%	15,035円
2年	6.01%	35,063円	2.43%	13,952円	2.17%	15,939円
3年	5.73%	33,682円	2.50%	14,341円	2.53%	18,474円
4年	6.64%	39,121円	2.46%	14,026円	2.44%	17,712円
5年	7.20%	43,126円	2.74%	15,858円	2.36%	17,255円
30-5比増減	1.31%	9,641円	0.52%	3,274円	0.34%	2,192円



5 令和5年度納付金の増額要因

(1) 一人当たり診療費の伸び

(円)

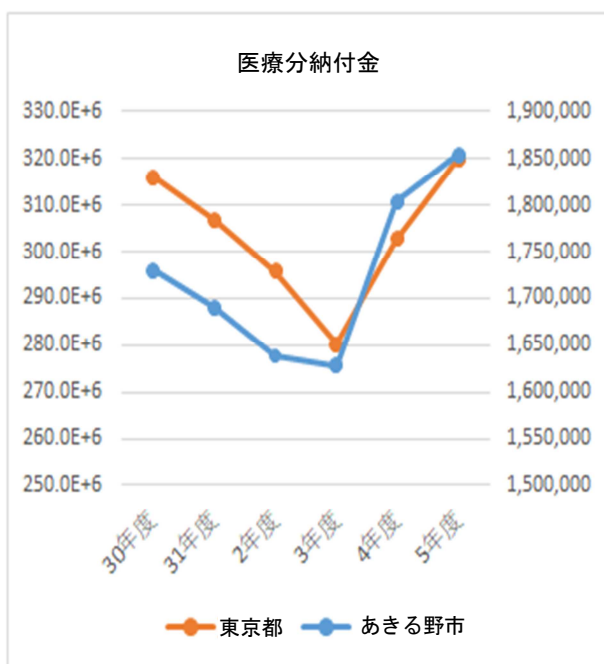
区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 (推計)	5年度 (推計)
東京都	305,067	312,815	316,794	326,037	318,548	349,254	363,990	379,330
	+1.09%	+2.54%	+1.27%	+2.92%	▲2.30%	+9.64%	+4.21%	+4.22%
あきる野市	274,584	282,775	286,423	300,463	286,286	294,842	308,497	322,614
	+4.38%	+2.98%	+1.29%	+4.90%	▲4.72%	+2.99%	+4.63%	+4.58%

(2) 医療分納付金の伸び

東京都全体で必要となる保険給付費の推計をもとに、収納必要総額を算出し、当該総額を医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた医療分納付金は、被保険者数の減少に反して増加している。

(千円)

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
被保険者数	20,308人	19,194人	18,548人	18,710人	18,406人	17,462人
あきる野市	1,729,751	1,690,236	1,638,169	1,628,092	1,804,638	1,854,741
東京都	316,198,430	306,805,175	295,697,825	280,342,294	302,741,893	319,945,390



6 令和5年度国民健康保険特別会計の財源不足額について

確定係数による令和5年度納付金の算定結果により、令和5年度の国民健康保険特別会計予算を試算したところ、712,334千円の財源不足が見込まれる。

【令和5年度当初予算見込み】

(千円)

歳入		歳出	
国民健康保険税	1,568,758	総務費	33,134
国庫支出金	1	保険給付費	5,695,976
都支出金	5,846,399	国民健康保険事業費納付金	2,697,630
財産収入	2	共同事業拠出金	10
繰入金	435,606	保健事業費	137,982
繰越金	1	基金積立金	1
諸収入	13,012	諸支出金	10,380
		予備費	1,000
計	7,863,779	計	8,576,113

財源不足額	712,334
-------	---------

7 財源不足の解消案

(1) 国民健康保険基金の活用

国民健康保険基金は、国民健康保険事業の運営に要する費用に不足が生じたときの財源として活用するため設置しており、税率の上昇を抑制するための財源としても活用している。

【国民健康保険基金】

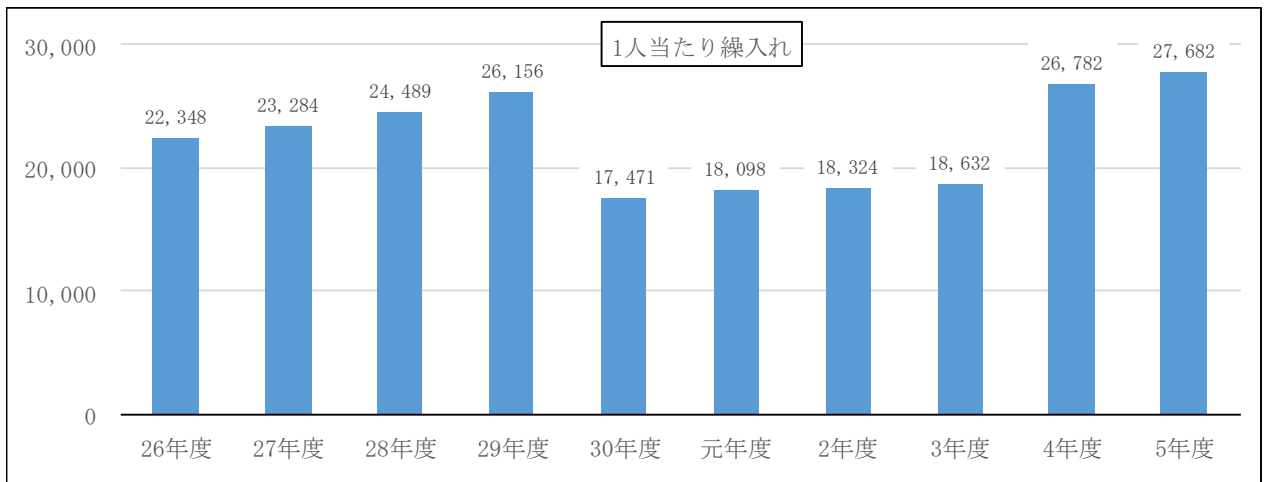
(円)

区 分	(歳入) 繰入金	(歳出) 積立金	(年度末) 残高
29年度	0	181,231,000	520,322,277
30年度	0	149,090,000	669,412,277
元年度	176,945,000	78,113,000	570,580,277
2年度	224,375,000	24,018,000	370,223,277
3年度	267,522,000	127,064,000	229,765,277
4年度(見込)	150,000,000	57,115,000 (3月補正) 36,187,000	173,067,277

(2) 一般会計からの法定外繰入れ（赤字繰入れ）

(千円、人、円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
法定外繰入れ	550,000	550,000	550,000	550,000	350,000	350,000	350,000	350,000	482,000	482,000
被保険者数	24,611	23,621	22,459	21,028	20,033	19,339	19,101	18,785	17,997	17,412
1人当たり繰入れ	22,348	23,284	24,489	26,156	17,471	18,098	18,324	18,632	26,782	27,682



令和5年度確定係数に基づく納付金

諮問 資料2

(単位:円)

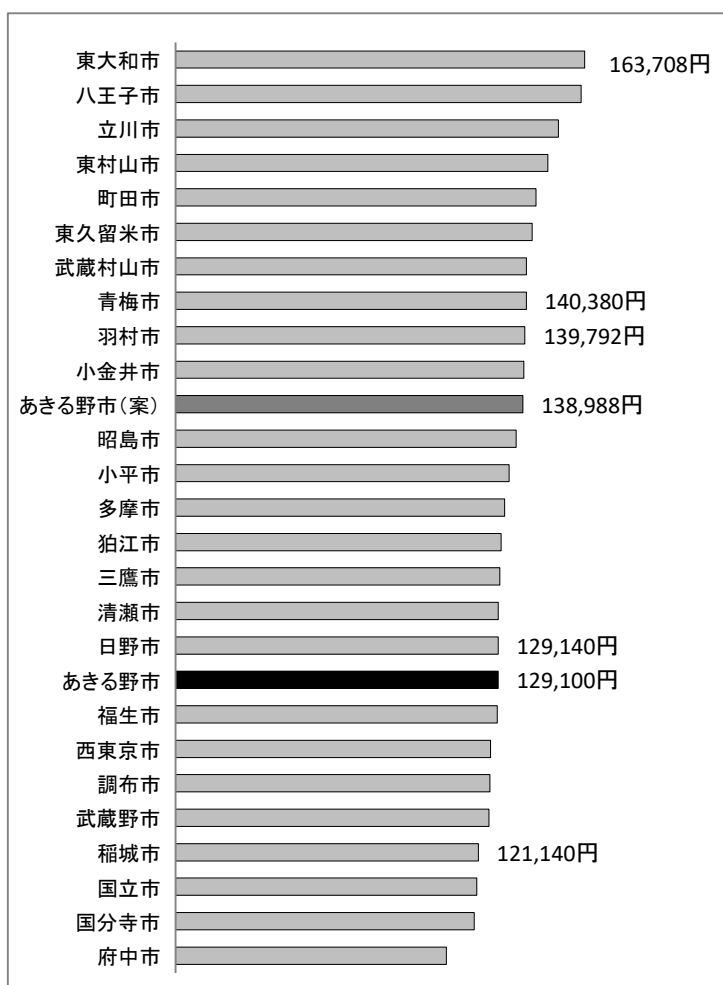
	令和5年度(確定係数)	令和5年度(仮係数)	令和4年度(確定係数)	差額	対前年度比
	医療・後期支援金・介護 合計	医療・後期支援金・介護 合計	医療・後期支援金・介護 合計		
1 千代田区	2,099,236,999	2,105,726,258	2,019,677,216	79,559,783	103.9%
2 中央区	5,363,309,948	5,375,426,652	5,007,078,393	356,231,555	107.1%
3 港区	9,863,147,952	9,885,715,101	9,166,386,593	696,761,359	107.6%
4 新宿区	15,152,346,098	15,166,529,874	13,342,305,126	1,810,040,972	113.6%
5 文京区	7,457,842,325	7,472,278,069	6,612,120,256	845,722,069	112.8%
6 台東区	8,280,085,148	8,294,308,549	7,694,070,286	586,014,862	107.6%
7 墨田区	8,993,429,471	9,016,327,947	8,356,058,204	637,371,267	107.6%
8 江東区	15,460,878,070	15,509,137,420	14,993,730,422	467,147,648	103.1%
9 品川区	13,099,773,280	13,133,806,909	12,342,845,239	756,928,041	106.1%
10 目黒区	10,224,401,358	10,246,347,281	10,051,229,647	173,171,711	101.7%
11 大田区	22,737,111,512	22,806,020,937	21,512,953,943	1,224,157,569	105.7%
12 世田谷区	32,974,232,330	33,036,366,867	31,124,936,154	1,849,296,176	105.9%
13 渋谷区	9,876,451,829	9,898,442,303	9,623,756,983	252,694,846	102.6%
14 中野区	12,847,917,167	12,869,330,759	11,592,793,391	1,255,123,776	110.8%
15 杉並区	20,002,289,030	20,043,699,503	18,908,702,167	1,093,586,863	105.8%
16 豊島区	11,270,094,589	11,284,729,031	9,909,241,107	1,360,853,482	113.7%
17 北区	11,602,304,948	11,633,058,878	10,868,619,456	733,685,492	106.8%
18 荒川区	7,491,119,716	7,508,024,841	7,083,173,466	407,946,250	105.8%
19 板橋区	18,402,838,395	18,449,090,497	17,349,644,379	1,053,194,016	106.1%
20 練馬区	22,618,539,716	22,673,599,907	21,589,688,187	1,028,851,529	104.8%
21 足立区	22,297,358,484	22,352,136,890	21,480,372,950	816,985,534	103.8%
22 葛飾区	14,312,245,172	14,347,050,007	14,052,195,801	260,049,371	101.9%
23 江戸川区	19,864,701,946	19,912,232,549	19,275,178,649	589,523,297	103.1%
24 八王子市	18,256,781,014	18,313,444,039	17,452,992,928	803,788,086	104.6%
25 立川市	5,725,351,648	5,740,812,765	5,355,436,781	369,914,867	106.9%
26 武蔵野市	4,992,126,010	5,006,888,728	4,903,907,241	88,218,769	101.8%
27 三鷹市	6,564,116,154	6,581,199,479	6,207,325,188	356,790,966	105.7%
28 青梅市	4,225,711,518	4,242,133,717	4,163,064,135	62,647,383	101.5%
29 府中市	8,380,356,822	8,403,126,817	7,872,021,353	508,335,469	106.5%
30 昭島市	3,602,879,751	3,610,314,271	3,411,304,273	191,575,478	105.6%
31 調布市	7,673,159,039	7,688,690,238	7,209,328,196	463,830,843	106.4%
32 町田市	13,361,139,482	13,403,393,527	12,798,400,355	562,739,127	104.4%
33 小金井市	3,775,811,778	3,787,216,312	3,599,001,492	176,810,286	104.9%
34 小平市	6,048,023,533	6,066,331,936	5,740,473,622	307,549,911	105.4%
35 日野市	5,291,436,255	5,308,148,195	5,037,527,555	253,908,700	105.0%
36 東村山市	5,015,000,530	5,030,331,627	4,764,261,504	250,739,026	105.3%
37 国分寺市	3,850,510,932	3,860,955,013	3,703,462,351	147,048,581	104.0%
38 国立市	2,473,673,349	2,479,690,436	2,379,497,612	94,175,737	104.0%
39 西東京市	6,591,830,623	6,611,101,985	6,172,992,197	418,838,426	106.8%
40 福生市	2,001,376,909	2,007,099,209	1,942,670,905	58,706,004	103.0%
41 狛江市	2,790,525,757	2,797,508,816	2,651,118,362	139,407,395	105.3%
42 東大和市	2,686,939,517	2,694,987,850	2,589,840,640	97,098,877	103.7%
43 清瀬市	2,511,113,255	2,519,002,674	2,412,870,783	98,242,472	104.1%
44 東久留米市	3,762,790,464	3,774,840,061	3,640,484,855	122,305,609	103.4%
45 武蔵村山市	2,393,501,016	2,399,543,623	2,271,287,301	122,213,715	105.4%
46 多摩市	4,750,325,685	4,760,852,640	4,496,203,623	254,122,062	105.7%
47 稲城市	2,684,021,054	2,692,364,638	2,560,725,824	123,295,230	104.8%
48 あきる野市	2,697,629,247	2,705,781,018	2,615,523,979	82,105,268	103.1%
49 羽村市	1,750,517,115	1,755,981,531	1,702,281,394	48,235,721	102.8%
50 瑞穂町	1,128,915,697	1,132,665,264	1,122,273,494	6,642,203	100.6%
51 日の出町	495,026,828	497,215,313	506,319,751	▲ 11,292,923	97.8%
52 檜原村	84,673,725	84,854,318	75,338,051	9,335,674	112.4%
53 奥多摩町	188,232,318	189,374,017	178,456,238	9,776,080	105.5%
54 大島町	316,532,399	318,063,635	306,206,763	10,325,636	103.4%
55 利島村	10,941,272	10,963,185	13,190,664	▲ 2,249,392	82.9%
56 新島村	111,193,936	111,736,509	104,051,458	7,142,478	106.9%
57 神津島村	112,028,819	112,100,515	114,100,058	▲ 2,071,239	98.2%
58 三宅村	87,908,332	88,087,005	79,548,249	8,360,083	110.5%
59 御蔵島村	13,997,256	13,856,634	13,657,878	339,378	102.5%
60 八丈町	310,303,145	311,468,396	310,144,260	158,885	100.1%
61 青ヶ島村	9,373,613	9,348,602	7,802,543	1,571,070	120.1%
62 小笠原村	130,166,364	130,348,108	123,409,420	6,756,944	105.5%
都計	459,147,597,644	460,271,209,675	434,565,261,291	24,582,336,353	105.7%

■ 26市 年税額の比較

諮問 資料3

* 35才 1人世帯 課税所得1,240,000円 資産0円 軽減なし

順位	区分	被保険者数	R04 年税額
1	東大和市	18,133人	163,708円
2	八王子市	123,281人	162,360円
3	立川市	37,354人	153,168円
4	東村山市	31,901人	149,020円
5	町田市	86,930人	144,232円
6	東久留米市	24,725人	142,708円
7	武蔵村山市	16,504人	140,432円
8	青梅市	30,625人	140,380円
9	羽村市	11,850人	139,792円
10	小金井市	22,344人	139,316円
	あきる野市(案)		138,988円
11	昭島市	24,048人	136,340円
12	小平市	37,997人	133,524円
13	多摩市	31,838人	131,684円
14	狛江市	16,775人	130,332円
15	三鷹市	37,130人	129,720円
16	清瀬市	16,082人	129,140円
17	日野市	34,953人	129,140円
18	あきる野市	18,826人	129,100円
19	福生市	14,611人	128,708円
20	西東京市	40,901人	126,016円
21	調布市	45,169人	125,812円
22	武蔵野市	28,681人	125,420円
23	稲城市	16,843人	121,140円
24	国立市	15,895人	120,520円
25	国分寺市	23,469人	119,484円
26	府中市	50,422人	108,412円



※被保険者数は令和3年度決算

※年税額は令和4年税率

■ 後期高齢者医療保険料との比較 (74歳 単身世帯で収入が年金収入のみ)

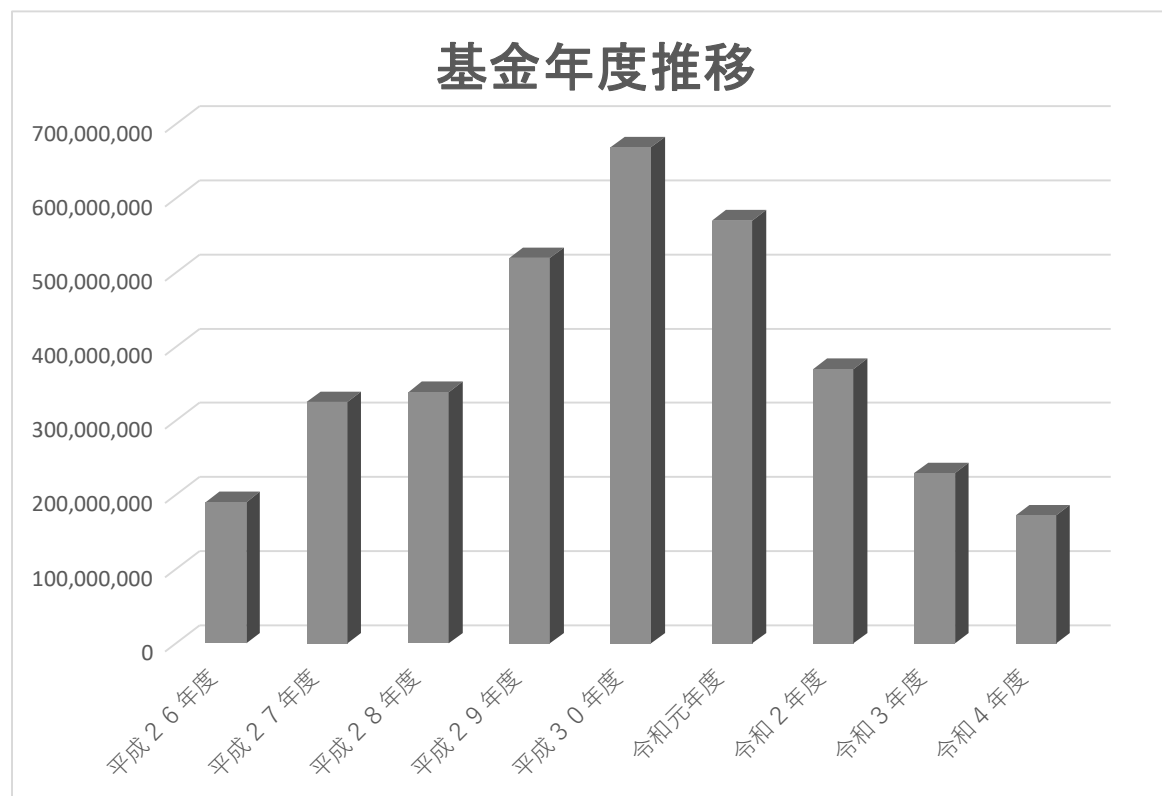
公的年金 収入	旧ただし 書き所得(課 税の元となる 所得)	国民健康保険税(74歳)			国保税	後期高齢者医療保険料			対後期
		均等割	所得割	保険料		均等割	所得割		
		29,200円+10,000円 39,200円	(5.42%+1.83%) 7.25%			46,400円	9.49%		
0	0	11,760	0	11,700	13,920	0	13,900	▲ 2,200	▲ 18.8%
1,200,000	0	11,760	0	11,700	13,920	0	13,900	▲ 2,200	▲ 18.8%
1,530,000	0	11,760	0	11,700	13,920	0	13,900	▲ 2,200	▲ 18.8%
1,600,000	70,000	19,600	5,075	24,600	23,200	3,322	26,500	▲ 1,900	▲ 7.7%
1,680,000	150,000	19,600	10,875	30,400	23,200	7,118	30,300	100	0.3%
1,700,000	170,000	19,600	12,325	31,900	23,200	12,100	35,200	▲ 3,300	▲ 10.3%
1,730,000	200,000	19,600	14,500	34,100	23,200	14,235	37,400	▲ 3,300	▲ 9.7%
1,800,000	270,000	19,600	19,575	39,100	23,200	25,623	48,800	▲ 9,700	▲ 24.8%
1,945,000	415,000	31,360	30,088	61,400	37,120	39,384	76,500	▲ 15,100	▲ 24.6%
2,000,000	470,000	31,360	34,075	65,400	37,120	44,603	81,700	▲ 16,300	▲ 24.9%
2,110,000	580,000	39,200	42,050	81,200	46,400	55,042	101,400	▲ 20,200	▲ 24.9%
2,500,000	970,000	39,200	70,325	109,500	46,400	92,053	138,400	▲ 28,900	▲ 26.4%
4,000,000	2,295,000	39,200	166,388	205,500	46,400	217,796	264,100	▲ 58,600	▲ 28.5%

国民健康保険基金 残高推移

区分		繰入金(歳入)	積立金(歳出)	残高
平成26年度	決算			190,650,277
平成27年度	当初予算	190,650,000	1,000	1,277
	9月補正	-190,650,000	135,430,000	326,081,277
	3月補正	22,969,000		303,112,277
	決算	-22,969,000		326,081,277
平成28年度	当初予算	146,842,000	1,000	179,240,277
	9月補正	-146,842,000	110,054,000	436,136,277
	3月補正	97,045,000		339,091,277
平成29年度	当初予算	149,850,000	1,000	189,242,277
	9月補正	-149,850,000	167,250,000	506,342,277
	3月補正		13,980,000	520,322,277
平成30年度	当初予算	196,802,000	1,000	323,521,277
	9月補正	-196,802,000	149,089,000	669,412,277
	3月補正	9,048,000		660,364,277
	決算	-9,048,000		669,412,277
令和元年度	当初予算	170,587,000	1,000	498,826,277
	9月補正	0	78,112,000	576,938,277
	3月補正	6,358,000		570,580,277
令和2年度	当初予算	223,676,000	1,000	346,905,277
	9月補正	0	24,017,000	370,922,277
	3月補正	699,000		370,223,277
令和3年度	当初予算	264,678,000	1,000	105,546,277
	9月補正	0	113,855,000	219,401,277
	12月補正	2,844,000	0	216,557,277
	3月補正	0	13208000	229,765,277
令和4年度	当初予算	150,000,000	1,000	79,766,277
	9月補正	0	57,114,000	136,880,277
	3月補正	0	36,187,000	173,067,277

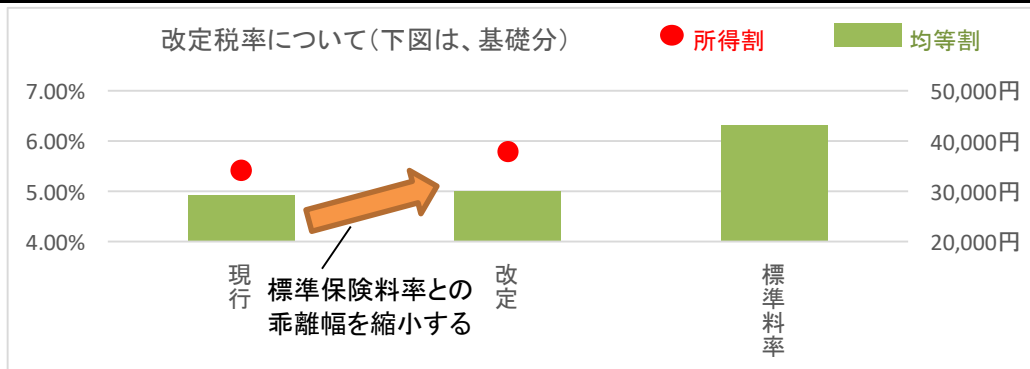
年度	基金
平成26年度	190,650,277
平成27年度	326,081,277
平成28年度	339,091,277
平成29年度	520,322,277
平成30年度	669,412,277
令和元年度	570,580,277
令和2年度	370,223,277
令和3年度	229,765,277
令和4年度	173,067,277

見込み



1 税率

区 分		現 行	改 定	増 減	(参考) 標準保険料率 <small>R5.11に提示された確定係数</small>
基礎課税額 (医療費給付費分)	応能割 所得割額	5.42%	5.79%	0.37%	7.20%
	応益割 均等割額	29,200円	30,000円	800円	43,126円
後期高齢者支援金等 課税額	応能割 所得割額	1.83%	2.08%	0.25%	2.74%
	応益割 均等割額	10,000円	11,400円	1,400円	15,858円
介護納付金課税額	応能割 所得割額	1.75%	1.97%	0.22%	2.36%
	応益割 均等割額	13,200円	13,500円	300円	17,255円



2 税額(調定額、収入額)

区 分		現 行	改 定	増 減
基礎課税額 (医療費給付費分)	応能割	688,008,161	729,296,546	41,288,385
	応益割	379,995,814	386,688,988	6,693,174
後期高齢者支援金等 課税額	応能割	229,045,215	258,911,504	29,866,289
	応益割	130,072,401	146,778,725	16,706,324
介護納付金課税額	応能割	89,737,557	98,837,913	9,100,356
	応益割	55,281,120	55,983,380	702,260
合 計	応能割	1,006,790,933	1,087,045,963	80,255,030
	応益割	565,349,335	589,451,093	24,101,758
	計	1,572,140,268	1,676,497,056	104,356,788
1人当たりの保険税調定額		90,291	96,284	平均改定率6.64%
徴収率を乗じた後の額(収入額)		1,513,861,002	1,614,347,235	100,486,233

【モデル世帯比較】 税率・案

(税額はそれぞれの計算過程で100円未満切捨て)

※1 総所得は、給与・年金収入から所得計算後の合計額

※2 課税所得は、所得割の算定基礎額(総所得－各人の基礎控除(43万円))

改定前	改定後	増減
-----	-----	----

パターン①

25歳 1人世帯

	給与収入	総所得※1	課税所得※2	改定前			改定後			増減	
				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	980,000	430,000	0	0	11,700	11,700	0	12,400	12,400	700	5.98
5割軽減	1,265,000	715,000	285,000	20,600	19,600	40,200	22,400	20,700	43,100	2,900	7.21
2割軽減	1,500,000	950,000	520,000	37,700	31,300	69,000	40,900	33,100	74,000	5,000	7.25
軽減なし	2,500,000	1,670,000	1,240,000	89,800	39,200	129,000	97,400	41,400	138,800	9,800	7.60
	3,000,000	2,020,000	1,590,000	115,100	39,200	154,300	125,000	41,400	166,400	12,100	7.84
	4,000,000	2,760,000	2,330,000	168,800	39,200	208,000	183,300	41,400	224,700	16,700	8.03

パターン②

70歳夫婦のみ 2人世帯(夫の年金収入と、妻の年金収入70万円)

	世帯年金収入	総所得※1	課税所得※2	改定前			改定後			増減	
				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	2,230,000	430,000	0	0	23,500	23,500	0	24,800	24,800	1,300	5.53
	2,380,000	580,000	150,000	10,800	23,500	34,300	11,700	24,800	36,500	2,200	6.41
5割軽減	2,950,000	1,150,000	720,000	52,100	39,200	91,300	56,500	41,400	97,900	6,600	7.23
2割軽減	3,420,000	1,620,000	1,190,000	86,200	62,700	148,900	93,600	66,200	159,800	10,900	7.32
軽減なし	4,000,000	2,200,000	1,770,000	128,200	78,400	206,600	139,200	82,800	222,000	15,400	7.45
	5,000,000	2,970,000	2,540,000	184,000	78,400	262,400	199,800	82,800	282,600	20,200	7.70
	6,000,000	3,820,000	3,390,000	245,700	78,400	324,100	266,700	82,800	349,500	25,400	7.84

妻の収入はいずれも70万円として計算

パターン③

30代夫婦 + 子 1人 3人世帯(夫婦同額で給与収入あり、子は未就学児)

	世帯給与収入	総所得※1	課税所得※2	改定前			改定後			増減	
				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	1,630,000	530,000	0	0	29,300	29,300	0	30,900	30,900	1,600	5.46
5割軽減	2,485,000	1,385,000	525,000	38,000	49,000	87,000	41,200	51,700	92,900	5,900	6.78
2割軽減	3,190,000	2,090,000	1,230,000	89,200	78,300	167,500	96,800	82,700	179,500	12,000	7.16
軽減なし	5,000,000	3,340,000	2,480,000	179,700	98,000	277,700	195,000	103,500	298,500	20,800	7.49
	7,000,000	4,740,000	3,880,000	281,200	98,000	379,200	305,300	103,500	408,800	29,600	7.81
	9,000,000	6,320,000	5,460,000	395,800	98,000	493,800	429,600	103,500	533,100	39,300	7.96

未就学児の均等割軽減を適用して計算

パターン④

40代夫婦 + 子 2人 4人世帯(夫婦同額で給与収入あり、子はともに小学生)

	世帯給与収入	総所得※1	課税所得※2	改定前			改定後			増減	
				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	1,630,000	530,000	0	0	49,000	49,000	0	51,400	51,400	2,400	4.90
5割軽減	2,770,000	1,670,000	810,000	72,800	81,800	154,600	79,500	85,900	165,400	10,800	6.99
2割軽減	3,958,000	2,610,000	1,750,000	157,400	130,800	288,200	172,100	137,400	309,500	21,300	7.39
軽減なし	5,000,000	3,340,000	2,480,000	223,100	163,600	386,700	243,800	171,900	415,700	29,000	7.50
	7,000,000	4,740,000	3,880,000	349,100	163,600	512,700	381,700	171,900	553,600	40,900	7.98
	9,000,000	6,320,000	5,460,000	491,300	163,600	654,900	537,100	171,900	709,000	54,100	8.26

諮問に対する第2回あきる野市国民健康保険運営協議会での主な意見

- 1 大変財源不足であるということは認識できているが、諸物価が値上がりしている折に、国民健康保険が赤字とはいえども、一般財政からある程度繰入れをせざるを得ないという状況だと思う。
- 2 市としてただ単に税金を補填するという形ではなく、もう少し市政として、市民に対してこういうプレゼンスがあるのだという中の一つとして保険税を補填していくという形のほうがいいように思う。
- 3 予算を組む以上は、税率改定は、事務的なものとしてはやらないといけないというのはよく分かるが、もう少し市として、例えば健康都市というイメージを出していく中でこれをやるのだ等のテーマがあったほうがいい。
- 4 市の負担を昨年以上に求めたい。
- 5 他市においては、2年に1度値上げしますという打ち出し方をしているところもある中、2年引き続いて保険税が上がるというのはちょっといただけない。
- 6 一般会計からの繰入れは、比較的あきる野は少ない。他市においては、基金がないため、一般会計を赤字繰入れとして繰入れてきた。あきる野市は、基金を積み立てながら、それをうまく活用してきたというところもあるので、そこは今後も続けていってほしい。
- 7 国からは、一般会計の赤字繰入れはまかりならぬと言われているが、これはあくまでも政策的な問題で、法律的に違反するものではない。
- 8 今回、基金を1億3000万円入れるとした場合に、単純計算して残金がほとんどなくなる状況となる。繰入金や基金がなくなるということは、今回仮に上げたとしても、次年度にまた上げないと駄目な流れです。そうするとどんどん悪いスパイラルになっていく。
- 9 働いている人の保険と比較した場合についても配慮した方法を取らないといけないのではないか。
- 10 国民健康保険は我々の財産の中でやっていかなければいけないので、一般会計の繰入れを5億に戻すわけにはいかないのしょうけれども、何らかの形で補填できて、値上げ率を下げる道筋を探すべきなのではないか。
- 11 あきる野市の医療費の増加は、東京都のそれに比べはるかに少ないにもかかわらず、国保税が上がるということは、市民がどのように考えるかなかなか難しいことだと思う。
- 12 あきる野市は高齢社会ではあるけれども若い人たちもたくさんいる町なので、医療費が上がっているから増税する、は市民としては厳しいものがあるように思います。

- 13 本来から言えば、法定で定められたものについては東京都はある程度出しているにしても、法定外の補助金について少な過ぎるのではないかと思う。もっと出して大変な自治体を助けていく、こういう方向をぜひ打ち出してほしい。
- 14 都全体で、このように診療費が上がったことに対する予算組みはせず、足りなくなったものを、平均に各自治体に分配して、納付金として求めるという形なのか。自治体の診療費の少ない多いということにかかわらず、トータルで各自治体に割り振っているように見える。
- 15 完璧ではなくても、自治体が医療費がかからないようにいろいろな努力をしたときに医療費水準が下がっているのであれば、納付金も下がるという構図にして、今回はもう少しくださいという言い方はできないのか。
- 16 係数をもっと下げてくれと言えばいい。もっと低いだろうから、計算の見直しをすべきと言うべきだ。
- 17 繰入れを減らすというのは、国保の場合は構造上ある程度やむを得ない。
- 18 法定外と言っても法律に違反している訳ではない。本来から言えば国も、東京都も、自治体も出すことによって、被保険者の負担が抑えられていくというのが社会保障の基本なのではないかと思う。
- 19 やはり都道府県を含めた支援がないと大変なのではないかと思う。被保険者でも、働いている人はどんどん協会けんぽのほうへ行ってしまい、そうではない人ばかりという形になっていくと、支援策をきちんと国も含めて、変えるのであれば財政的支援をもうちょっと増やしていかないと、国保制度の存続は無理なのではないかと感じている。ぜひそんな意見もどんどん上げていってほしい。
- 20 市が出してはいけないみたいな言い方自体がおかしい。
- 21 国がそれほど出していない、むしろだんだん下がっているととれる。そういう状況下で、締めつけるだけ締めつけるようなやり方はよくない。
- 22 東京都の独自の補助はどの程度、予算上の中で出ているのかということを皆さんに知らせてほしい。本当は東京都がもっと出さなければいけない。
- 23 令和4年である野市よりも低いところは9自治体ある。府中市、国分寺市は、合算しても7%ぐらい。あきる野市が9%。そのほかに武蔵野市、三鷹市、調布市、福生市、日野市、稲城市、西東京市は合計して8%ぐらいで、あきる野市より低い。多いところは、有名になってしまっていますけれども、東大和市や八王子市です。東大和市は住民からもぼろくそに言われるような状況にまでなっていて、だからといってここも上げざるを得なくなると大変なことになってしまう。

24 医療費を分析することで、本当に必要なところにかかっているのか等が分かれば、一被保険者としては、通常にお支払いするのはいいのですけれども、関係のない所に流れている、そういうことのために自分の出しているものが足りなくて、また負担を大きく求められるというのはよくないと思う。

25 他市で、あきる野市と同程度の上昇率の市町村がどのような受け入れ方をするかということがとても参考になると思う。そういう世の中の流れであれば、ある程度受け入れなければいけないことかなと思う。

26 あきる野市だけが特別高いという印象はないが、それでも実態に比べたらまだ高いと思う。そこをどのようにしていただくかということだと思います。